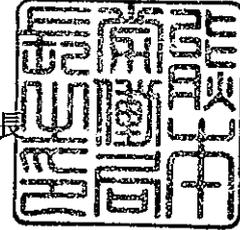




熊労発基第107号
平成22年7月30日

社団法人熊本県建設業協会 会長 殿

熊本労働局長



安全対策及び熱中症予防対策の徹底について(緊急要請)

貴職におかれましては、日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当局管内においては7月に入り、建設業で土砂崩壊及び熱中症による死亡災害が発生し、更に林業で車両系建設機械のアタッチメントを交換した林業用機械(グラップル)が道路を自走中に路肩から転落する死亡事故が発生し、計3人が死亡しています。

7月末時点における建設業での死亡災害の被災者は、一昨年同期は3人、昨年同期は4人であったのに対し、本年は6人となっており、明らかな増加傾向を示しております。また、平成21年における休業4日以上労働災害(以下、「休業災害」という。)の被災者数は、5年ぶりに増加に転じ、建設業における労働災害の動向は予断を許さない状況になっています。

一方、林業においては、平成17、18年は死亡災害0であったものが、平成19年から死亡災害が継続して発生している状況にあり、現場における安全対策の後戻りが懸念されます。

当局においては、夏季における労働災害防止対策上重要である「集中豪雨に係る労働災害防止対策」及び「熱中症予防対策」について、十分な対策を講じていただくよう関係各方面に周知を行っていましたが、冒頭のような結果となり、職場や現場における労働災害防止対策が十分であったか、再確認する必要があるものと判断しています。

つきましては、別紙の「土砂崩壊災害防止措置」及び「熱中症予防措置」が現場において適切に行われているか、また、**作業員の資格、経験、年齢(本年は未成年者が3名死亡している)**に即した**作業計画が立てられているか**、事業場内で再確認する必要がある旨を貴会会員事業場等に周知していただきますよう緊急に要請します。

なお、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、救護を最優先し、躊躇せず救急隊(消防機関)への連絡を行うことが重要であることを併せて会員事業場等へ周知願います。

担当部署

労働基準部安全衛生課

電話 096 - 355 - 3186

土砂崩壊災害防止措置

- ア 工事の施工に当たって、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、亀裂、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、豪雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- イ 上記アの調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は変更し、これに基づき作業を行うこと。
- ウ 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、作業中に地山の状況を監視する者を配置すること。
- エ 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設け、労働者の立ち入りを禁止する等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じること。
- なお、上下水道等工事に関しては、土止め先行工法を採用すること。
- オ 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等について労働者に十分周知すること。

2 熱中症予防措置

(1) 作業環境の管理

ア WBGT値（暑さ指数）の低減等

- (ア) WBGT基準値を超えるおそれのある作業場所（「高温多湿作業場所」）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。
- (イ) 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。
- (ウ) 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。

イ 休憩場所の整備等

- (ア) 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は寝そべることができる広さを確保すること。
- (イ) 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シヤ

クーラー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

(ウ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう高温多湿作業場所に飲料水の備付け等を行うこと。

(2) 作業管理

ア 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更することなどの熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

イ 熱への順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱への順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することを踏まえて、計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、また、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は熱に順化していないことに留意が必要であること。

ウ 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

エ 服装等

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

オ 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行うこと。

(3) 健康管理

ア 健康診断結果に基づく対応等

雇入れ時及び定期の健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

イ 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第69条に基づき健康の保持増進のための措置に取り組むよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性

(4) 労働衛生教育

ア 熱中症の症状

イ 熱中症の予防方法

ウ 緊急時の救急処置

エ 熱中症の事例

(5) 救急処置

ア 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

イ 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。